

働き方が変わります！

平成31年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じるよう関係法令が改正されます。

詳しくは栃木労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/#hatarakikata>) をご覧ください。



栃木労働局ホームページ

■問い合わせ先

栃木労働局雇用環境・均等室
☎028(633)2795

福祉サービスに関する相談を受け付けています

利用している福祉サービスが、事前に説明された内容や契約内容と違っていたり、職員の言動に傷付けられたりしたなどサービスの内容に疑問や不満を感じていることはありませんか。

県運営適正化委員会は、福祉サービスの苦情を解決するため、利用者や家族等からの苦情や相談を受け、事業所への調査や話し合いによるあっせん等を行っています。相談は電話や来所の他、文書やメールでも受け付けています。相談料等は無料で、秘密は厳守します。来所される際には、事前にご連絡ください。

■相談時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
祝日年末年始は除きます。

■相談・問い合わせ先

県運営適正化委員会
(宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内)
☎028(622)2941 ☎028(622)2316
✉asu.sw@dream.ocn.ne.jp

広報しもつけへのご意見を募集しています

Q. あなたは広報しもつけをどのように入手していますか？

- 1. 自治会を通して 2. 公共施設で
- 3. その他 ()

◎広報しもつけを読んだ感想、取り上げてほしい話題や記事などご自由に意見をお書きください。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

※いただいたご意見は、内容を変えない範囲で添削し紙面に掲載させていただきます。

誕生月の広報紙にお子さんの写真を掲載しませんか？

広報しもつけのイベントカレンダーに、小学生までの、お子さんの写真を掲載させていただいています。毎年応募して、お子さんの成長の記録を楽しんでみてはいかがでしょうか。

■申込方法 メール、市ホームページかんたん申請、総合政策課窓口受付

■記載事項

- ①申込者情報 (住所、氏名、電話番号)
- ②お子さんの誕生日
- ③お子さんのニックネーム (敬称含む。記載がない場 申し込みページ合は無記名となります。)

※例 めぐみ、ひなちゃん、めいくん など

④写真 (400キロバイト以上)
紙でいただいた写真は返却しません。

■締め切り 掲載月の前々月末日まで

※例 12月生まれは10月末日まで

■メール送信先 info@city.shimotsuke.lg.jp

■問い合わせ先 総合政策課 ☎(32)8886

